

第四百十回 参議院文教委員会會議録第八号

平成九年四月二十二日(火曜日)
午後三時三十分開会

委員の異動

四月十五日

辞任

小林 元君
西川 玲子君

補欠選任

菅川 健二君
山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長

清水嘉与子君

理事

小野 清子君
鹿熊 安正君
石田 美栄君
日下部徳代子君

委員

井上 裕君
釜本 邦茂君
世耕 政隆君
田沢 智治君
馳 浩君
菅川 健二君
林 久美子君
山下 栄一君
山本 正和君
本岡 昭次君
阿部 幸代君
江本 孟紀君
長谷川道郎君

国務大臣

文部 大臣

小杉 隆君

政府委員

文部大臣官房長

佐藤 禎一君

文部大臣官房総務課長 富岡 賢治君

文部省初等中等教育局長 辻村 哲夫君

文部省教育助成局長 小林 敬治君

文部省高等教育局長 雨宮 忠君

事務局側 常任委員会専門員 青柳 徹君

説明員 文部省高等教育局私学部長 御手洗 康君

本日の會議に付した案件
○日本私立学校振興・共済事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(清水嘉与子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十五日、小林元さん、西川玲子さんが委員を辞任され、その補欠として菅川健二さん、山下栄一さんが選任されました。

○委員長(清水嘉与子君) 日本私立学校振興・共済事業団法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○菅川健二君 平成会の菅川健二です。どうぞよろしく願います。まず、本題に入る前に一つだけ問題提起をさせていただきます。教育分野におきます行政改革、財政構造改革に

ついての基本的な見解並びに具体的な例を一つだけ挙げさせていただきます。

行政改革、財政構造改革は聖域なく教育分野においても該当することになるわけでございまして、私自身、先般の本委員会でも御質問申し上げましたように、こういった改革の名のもとに教育水準の低下を絶対招いてはならない、むしろ教育水準の質的向上を図りつつ事業の効率化、経費の節減を図らなければならないのではないかということとを申し上げたわけでございます。

そこで、その具体の一例といたしまして、私は小中学校の学校規模の適正化について申し上げたいと思います。

現在、ごく少数の学校、例えば五十人未満の学校を見ても、小学校では三千五百九十四校、約一五%でございます。それから、中学校では千四十五校、約一〇%でございます。また、複式学校を持つておる学校について調べてみますと、小学校では六千八百九十八校、中学校では二百三十八校と多数存在いたしておるわけでございまして、必ずしも学校教育としての効果が上がっているかどうか疑わしいものもあるわけでございます。

そこで、私の地元の呉市では平成七年に適正規模適正配置検討會議を設けて、集団による教育活動や効果的な学習指導の観点から、一定程度の学校規模が必要であり、小学校では各学年複数学級、中学校では全学年で九学級以上の学校が望ましいとして、それ以下となる学校についてはことしの二月の適正規模適正配置推進委員会での適正配置計画を立てるよう報告されておるわけでございます。

文部省におかれましては、学校規模の適正化について早急にガイドラインを策定していただき、その促進策を含め関係自治体をバックアップしていただきたいと思います。

文部大臣の御見解をお聞きしておきたいと思っております。

○国務大臣(小杉隆君) 学校の規模につきましては、学校教育法施行規則で「十二学級以上十八学級以下を標準とする」というふうに決められております。ただ、実際には、少子化に伴いまして、その規模に達しない学校が小学校、中学校とも約五〇%、約半数に達しているというのが実情であります。しかし、この学校規模につきましては各市町村あるいは県の設置者の判断によるものでございまして、

過去、こうした学校規模につきまして、例えば学校統廃合というようなことがありましたけれども、これはなかなか政治的にも難しい点がありますし、また、特に山村、僻地等におきましては、通学時間とかあるいは通学距離、児童の安全あるいは学校教育活動その他の影響、そういうことを考えますと、その規模を下回っている一部の学級数だということでは直ちに統廃合を進めるということとは非常に難しい点があります。しかし、この辺は私も非常に勉強していかなければいけない点だと思っております。

いずれにしても、地域の実情に応じて各設置者が判断していただくべき問題でございますが、私も文部省として、十分こうした問題、少子化の中で学校規模をどうするかということは今後とも勉強していきたいと思っております。

○菅川健二君 この問題はきょうの本題でございませんで、一応問題提起にとどめておきますので、何分ひとつ前向きにぜひ御検討をいただきたいと思うわけでございます。

それでは、本題の私立学校振興・共済事業団法案についてでございますけれども、法案の提出の背景を見ますと、村山内閣当時、平成七年の二月に特殊法人の整理合理化が閣議決定されたわけで

ございまして、文部省は、その間の経緯につきまして「私学共済」の中にいろいろその背景と経過を述べておられるわけですが、その一部を讀ませていただきますと、「文部省の特殊法人は、いづれも文教行政の各分野で必要かつ重要な事業を実施しており、廃止など抜本的な改革を行うべき法人は見いだされなかったが、特殊法人の見直しは内閣の最重要課題であり、重い政治的な意味をもつことを考慮し」、「統合することとした」というような解説がなされておられるわけですが、これを平たく申し上げますと、文部省としては、統合しても全然効果がないと思つたけれども、内閣が大変うるさく特殊法人の削減を言うのでやむなくこの法人の統合をすることとしたというやうな苦惱の跡が行間にはじみ出ていると思つてございしますが、統合の真意はどこにあるのか、その後文部大臣に新たにされたわけではございすので、ひとつ率直な御意見を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(小杉隆君) 率直なところは今読み上げられたやうな気持ちが大いなわけでありまして、しかし、閣議決定で特殊法人の整理合理化というのを強く打ち出したものだから、それをやはり一つの根拠として今回の法案を提出したわけでありまして、それからもう一つの大きな根拠は、私学振興という観点からしますと、振興財団にしても共済組合にしても同じ私学振興という観点から見れば同一線上にあるということでもあります。また、もう少し具体的なことを言いますと、例えば私学振興財団の原資を共済組合からかなりいただいている、こういう面もありますし、また、今後統合しますと、例えば私学共済が全国に二十四カ所いろいろな宿泊所とか会館を持っておりますが、そういう場所それぞれ地域の私学の相談所的な役割も果たしているのではないかと、こういうやうなことから考えて、私学振興という業務を総合的に行うことによってより機動的、効率的な業務の運営ができる、こういう観点も今回の統合にはあるということを御理解いただきたいと思います。

○菅川健二君 かなり御無理をされておられるわけですが、組織といたしましては、一つの共通の目的を持ちまして、それに向かつて各種の施策を総合的に推進するところに意味があるわけではございす。

この面特殊法人の統合でございしますが、単に対象が私立学校ということだけが共通項でございまして、御案内のように、そもそも私学の振興財団というのは、私学の振興という文教政策と一体的に推進しなければならぬということではございすけれども、私学共済というのは私学従事者の福利厚生、観点から他の共済、例えば教職員共済とか警察共済といふ共済がございしますが、それとか健保組合、厚生年金等とのバランスの観点においてこのあり方を検討すべきではないかと思つてございまして、当時の閣議決定におきましても、「公的社会保険制度における役割に配慮しつつ」、わざわざこういう文言まで入れておられるわけではございす。

この点につきまして、また財務の面からそれを見てみますと、財務諸表にも明らかに示されておりますやうに、私学振興財団というのはその財源の大半を国庫補助金に頼つておられるわけではございまして、私学共済の場合は主として事業主及び従業者の掛金等によって賄われておられるわけではございす。前者はまさに国庫財政に完全に依存しておる体制に對しまして、後者は事業体として自主的な運営が可能でございまして、こういったものが行革の対象になること自身や問題があるんじゃないかと思つてございす。

そこで、「私学時代」という雑誌があるわけではございすが、そこで浅田共済理事長が、先ほど申し上げましたやうな感じで、統合のメリットがあるとかないとかというより、国会情勢の中でいわゆる行革のあらしが吹いている。形の上の簡素化が必要だということ、各省一つづつ喚問してつるし上げすな。すこつたらしい。本当は水と油しか

残っていないんですよ。

まさに水と油の関係でございまして、看板を一枚にするだけでございまして、執務する場所も違ひますし、仕事も別々にやるといふやうな形が結構くんでないかと思つてございす。そこで組織としての一体的、効率的な運営は全然期待できませんし、責任の所在もあいまいになるだけだと考えるわけではございす。これが本当の行政改革の名に値するものかどうか、余りにもいわば軽率な統合ではないかと思つてございす。同じやうな答弁になるかと思ひますが、文部大臣、再度この点いかがお考えでございすか。

○國務大臣(小杉隆君) この法案に反対という立場からかなりそうした御意見を出されたと思つて、歴史的に見ますと、この私学振興財団と私学共済組合はもと一つの団体でございまして、私学振興会というのが共通の母体でございまして、そういう経過もあるということ、それから、先ほど私が申し上げたやうに、私学共済から振興財団に貸し付けを行うというやうなことで連携の、あるいは協力の関係にあるということ、それからもう一つは、これが一番の原点ですけれども、教員の福利厚生ということを通じて私学の振興の基盤を整備するといふ点では共通の目的を持つてゐる。こういう三つの理由というものを申し上げたいと思ひます。

○菅川健二君 それぞれまた意見があるわけではございすが、仮に行政改革という観点があるとすれば、どのような効果を上げようとしておられるのか、具体的に御指摘をお願いしたいと思ひます。

○説明員(御手洗康君) 今回の両法人の統合によりまして役職員の削減を行うこととしております。役員数につきましては、常勤役員一人、非常勤役員三人、合計五人を削減いたしまして、現在両法人合わせまして二十人の役員を十五人としたところからございす。また、職員数につきましても、本部職員合計三百七十三人ございまして、これにつきまして本年度におきまして三人の削減を行うこととしておりますが、さらに

引き続きまして、これを含めて平成十三年度までの五年間で合計十一人の合理化減を行いたいと考えているところでございす。

なお、統合後の新法人におきましても、引き続きさまざまな側面での経営の効率化に努めてまいりたいと考えているところでございす。

○菅川健二君 今、役職員の数の減だけ申されたわけではございすが、この中でも役員といふのは四分の三になるという、これは他の法人の統合を見ましても大體横並びで四分の三になつておるといふことでございまして、それなりの一つの対応をされておられるのかというふうに思つてございす。職員につきましては管理部門と事業部門というふうに分けてみますと、先般衆議院でもこれが議論になつておられるわけではございすが、管理部門だけでも両方合わせますと百七名ほどおられるわけではございす。いづれにしても、組織を統合した場合に管理部門を統合するということになりますと、半分にはならぬにしても、いづれにしても三分の一程度減るということが最低あり得るんじゃないかと思つてございまして、その辺の合理化努力ということがやや欠けておるんじゃないかと思つてございすが、いかがでございすか。

○説明員(御手洗康君) 御指摘ございましたやうに、現在、本部職員両方合わせまして三百七十三人いるわけではございすが、その中で私学振興財団の管理部門が三十二人、それから私立学校教職員共済組合の管理部門七十五人といふことで百七人、三百七十三人中の百七人というものが両方の管理部門でございす。

これを両方合わせて三分の一とか半分とか削れるじゃないかという御指摘であらうかと思ひますけれども、何分にも両法人、一つは共済の掛金を元にいたしまして年金の給付あるいは保険の給付といふことで、金額的には三兆円といふやうなお金を出し入れしておりますし、また私学振興財団におきましても私大経常費を中心にいたしまして三千億に及びますお金を出し入れしているという

ことで、経理部門等についてはかなり相当な部分でこれを、事業そのものが減るというわけでございませんで、減らしていくというところは非常に難しいわけでございます。

そういう観点から、この組織を管理部門につきまして二つの部と四つの課を削減いたしました。百七人を九十人ということで十七人を削減するというところにしているわけでございますけれども、一方で今後の私立学校に対するいろいろな情報提供や経営相談等の事業を充実してほしいという私学関係者の御要望等も前からございまして、今回の統合を機会に、そういった私学活性化促進支援センターなどの情報提供や相談部門の整備充実を図るというところにその一部を充てまして、結果としては本部職員で五年間で十一人の削減ということにとどまったわけでございます。

○菅川健二君 その場合に、やはり行政改革と言う以上、管理部門で削減する人数はこれだけ削減する、それから充実する部門についてはこれだけ増にするというような形で、きちっとその辺は整理をしてぜひお願いしたいと思うわけでございます。

またあわせて、役職員の給与と退職金の問題でございますが、例えば理事長の給与というのはそれぞれ事業団、組合、かなり差があるわけでございまして、それから職員の給与体系も全く準拠しておる体系、給料表が違っているわけでございまして、全然違った体系になっておるわけでございます。そうした場合には、とかく統合いたしますと役員の給与も高い方に合わせるし職員の給与も高い方に合わせる、したがって非常にコスト高につくというところになりがちでございますが、その点についてどのようにお考えでございますか。

○説明員(御手洗康君) 御指摘のとおり、現在、日本私学振興財団の役員報酬と共済組合の役員報酬につきましては相当の開きがあるところでございます。これにつきましては、新事業団におきまして当然一本化をして設定するというところを考えているわけでございますけれども、具体的には新

事業団の規模、業務量あるいは業務の性格等を勘案いたしまして適正に定められるよう今後対応してまいりたいと考えているところでございます。また、職員の給与につきましては、俸給表の体系が異なるという点がございまして、本俸並びに調整手当相当額というところで見えますと、給与の水準そのものにつきましては実質的に両者はほぼ均衡したものにあるかと思っております。

なお、退職手当等につきましてはなお差がございます。これらの点につきましても、基本的には今後両法人の職員団体との労使交渉を受けまして適正に対応するというところであらうかと思っておりますけれども、いずれにしても、行革の趣旨並びに他の特殊法人とのバランス、そういったものを総合的に勘案いたしまして適切な労働条件が定められるよう文部省としても十分配慮してまいりたいと考えているところでございます。

○菅川健二君 給与問題につきましてはやはりそれぞれ個別具体のことがございまして、個別具体のことは申し上げませんが、トータルとして役職員の給与費が一定程度削減されるという一つの効果というものを明確に出していただきたいと思うわけでございます。

それから、共済事業につきましても、これは主要には掛金等で自主的におやりになっておることとございまして、余り細かい指摘はしたくないわけでございますが、いずれにいたしましても、先ほど話がございましたように二十四施設を持つておられるわけでございまして、その中で宿泊施設も幾つか持つておられて、我々もその便宜にあずかっておるときもあるわけでございますが、いずれにしても宿泊施設はかなり経営状況が悪い宿泊施設が多いようにございまして。

特に、平成七年二月の閣議決定におきまして、民間と競合する会館、宿泊施設の新設を原則として行わないという決定があるわけでございまして、その後いろいろな計画等をお持ちに聞いておるわけでございますが、この原則はきちっと守られておると見ていいのでございませうか。そ

の辺の状況はどうなっておりますか。

○政府委員(富岡賢治君) 先生御指摘の平成七年の閣議決定で、「民間と競合する会館、宿泊施設等の施設の新設を原則として行わないこととする」という閣議決定がございまして。

現在、私学共済におきましては東京都の渋谷区に第二湯島会館という会館を設置する計画を有しているわけでございまして、これは先生御案内かと思っておりますが、現在の湯島会館が大変満室状態が多くて予約がとれないこともございまして、組合員の非常に強い要望が従前からございまして、この閣議決定の行われる以前から、特に平成三年十二月には運営審議会の設置方針が決まりまして、平成六年に土地取得が行われ、また地元と、特に民間のホテルあるいは旅館等との競合が生じないように、地元のホテル、旅館の組合とか個別のホテル等との了解を得ることとか、渋谷区の協力を得ることなどいろいろな準備が進められてまいったわけでございまして、このような経緯もございまして、この閣議決定そのものの趣旨に反するということはないと考えてございまして、そういう準備が進められているところでございまして。

それからまた、直営医療機関がございましてけれども、この場合移転、改築という問題を抱えているものでございまして、これについても現在いろいろな計画を詰めているところでございまして。

なお、それ以外につきましては、この閣議決定の趣旨を踏まえまして現在のところ宿泊施設を新たに設ける計画は立てていないところでございまして。

○菅川健二君 今申されましたように、私が調べた範囲内でも、渋谷の第二会館、病院それからもう一つ新小岩の運動場計画等もお持ちのようでございまして、いずれにしても役所に準じた機関がございまして、こういったものををつくりまして大変赤字体質を持つことが考えられますので、施設建設に当たっては、閣議決定はきちんと厳守していただくことはもちろんのこと、今後の他の施設建設につきましても慎重に対処していただきたいと思うわけでござい

います。

いずれにいたしましても、金銭的にこの両法人につきましても水と油の関係で皆さん方と議論が合わないというところを申し上げて、一応私の質問を終わりたいと思います。

○山本正和君 きょう、実はいろいろと他の関連も準備したものでございまして、法案に絡んでの要望を中心と一点だけ、これはこの法案だけに絞って質問と要望を申し上げておきたいと思っております。まず、統合をしていくんですが、懸念されておりますのは、これからの私学教育の方向、そういうものに対してこれで大丈夫か、障害にならないかと、こういう懸念が言われております。というのは、この事業団になった場合、従来のような形の私学の運営、特に補助金の問題のなかなか難しいいろいろな操作がある、さらには共済組合の運営についてもたくさんいろいろな難しい課題を抱えておる、さらには新しく私学がふえてきた段階における受け入れ体制、そういうようなものを含めた場合、二つを一緒にして大丈夫かと、こういう懸念があるんですが、そのところはどうか。

○説明員(御手洗康君) 新しい事業団につきましては、現在私学振興財団が行っております私学振興のための助成業務並びに私立学校教職員共済組合が行っております公的社会保障制度としての年金あるいは医療保険、こういった二つの事業はそっくりそのまま引き継ぐこととしたしているわけでございまして、その点につきましてはこの法律の第二十二条に業務内容を列記しているところでございまして。

私ども、両法人が統合いたしました後におきましても、私学振興助成あるいは私学共済につきましても、現在の予算措置あるいは現在の私学共済組合制度の仕組み、それをそのまま新しい事業団が適切に運営してまいるといような構えで臨みたいと考えているところでございまして。

○山本正和君 いずれにしても、新しく統合いたしますとそれに伴ういろいろなトラブルが出るん

じやないかということをおもひ心配いたします。したがって、当面、今まで取り組んできている課題があるわけですから、その部分は大切に、したがって形は統合しているけれども運営では今までと何ら変わらないうちに支障なくやれるという体制をつくらんと、このところは確認しておいてよろしいですね。

○説明員(御手洗康君) 御指摘の趣旨に沿いまして、法案が成立いたしましたら諸準備に取りかかり、新しい事業団におきましても各職員も含めましてそのような体制で取り組んでまいりたいと思っております。その十分配慮してまいりたいと思っております。

○山本正和君 それからもう一つは、年金制度、特に被用者年金制度の一元化の問題が今ずっと議論されておる。これが恐らく私学の年金の問題をどういうふうに移行するかについてもさまざまな問題が出てくると思うんですけれども、その辺の懸念についてはどうですか。

○政府委員(富岡賢治君) 今回の統合につきましては、行政改革ということの趣旨を踏まえまして進めたものでございまして、年金の一元化問題ということに関しては特に変更があるものではないでございます。この問題につきましては、私立学校の教職員共済組合につきましては、その成熟化の進展等を踏まえながら、財政再計算時に将来のいろんな見通しを立てまして、被用者年金制度全体の中における制度について検討を行うという閣議決定が平成八年にございまして、これと今回の統合につきましては直接的な関係がないというふうに考えております。

○山本正和君 そこで、私が最も懸念しておりますのは、この二つの団体というのは、いろんな過程の中で今日こういふふうになってきた。そのために働いてこられた役員の方々、大変な苦勞の中で来ているわけですね。役員の方については、これはやっぱり管理職という立場ですから若干違うにいたしまして、職員の場合はまさに生活に絡んでいる。一番厳しい問題が出てくるわけですが、職員団体とのこの問題についての話し合い並

びに今後の流れについてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○説明員(御手洗康君) 両法人の統合が決まりました平成七年二月以降、私も伺っていました。両法人につきましても統合の方針をお伝えいたしましたとともに、法人からも何度も定期的ないろいろなところに伴う御意見等を承りながら、統合のための関係予算あるいは本案の作成に当たってきたわけでございます。その間におきまして、それぞれの法人におきましては、職員団体とも労使交渉を行いながら、そのような意見は逐次私どものもとへも届けていただいております。

なお、特に職員団体の関係で申し上げますと、身分あるいは今後の労働条件の問題は非常に大きな課題でございますけれども、特に身分につきましては、本法の附則第八条におきまして、新しい事業団は、統合に伴って解散いたします両法人の職員を「引き続き事業団の職員としての身分を取得するように措置しなければならぬ」ということを明記しておりますので、この点につきましては特に問題が生じることはなからうかと思っております。

また、労働条件につきましては、基本的には労使間の協議を踏まえながら今後決定されていくということになりまして、新事業団発足のための準備の段階では、具体的な給与のあり方あるいは退職手当のあり方等々を含めまして、他の特殊法人とのバランスやあるいは行革の趣旨等を踏まえまして、適切な労使協議が行われますよう文部省としても十分留意してまいりたいと考えているところでございます。

○山本正和君 それでは、特にその点をもっと私の方から念を押しておきたいんですけれども、少なくとも雇用については絶対に問題を起さないというところが一点、それから従来の処遇、これを下回ることには絶対あり得ない、この二つのことを前提にしながら十分対応していただく、こういうことについては、これはひとつ大臣、その辺ちょっと御見解を承っておきたいと思っております。

○国務大臣(小杉隆君) 今、私学部長からの答弁に尽きるわけですが、これはやはり今までの経過というものは十分尊重しながら、労働組合等との協議も整えた上でやると、こういうことでやってまいりたいと思っております。

○山本正和君 それでは質問を終わります。

○本岡昭次君 私の知っている限りでは、文部省が特殊法人の統合という点については学校安全会、国立競技場、学校給食というふうなところでおやりになった。しかし、文部省が他の省庁と何かつき合ひ上、余り意味のない統合を数合わせの上だけでせられておるんじゃないかと僕は思っています。仕方がない。だから余り賛成したくないんですけれども、反対する理由もないだろうと思つて賛成しようと思つておるんですが、どうもこういう行革で数合わせだけをやるというのはよくないと思つておるんですよ。

特殊法人を一つにまとめるというのは、これは改革の一つで、改革というのはやはりその改革をしたことによって働いている職員もやる気を起こし、そしてまたその受益者もより大きな受益を受ける、サービスを受けるということであるから統合するんであつて、数だけを考へてやるというのは主客転倒だと思つておつたと思つておる。だけれども反対はしません。

それで、今も労働条件の問題が出ましたけれども、私学部長はこの両団体が一つの団体になつても賃金水準はほぼ均衡するとおっしゃいましたが、本当に均衡しているんですか。共済の方は、これは国立公立準拠の行政職(一)表を使つてやっています。これは国立準拠の行政職(一)表を使つてやっています。それで、それから事業団の方には、これは特殊法人なんか全般がやっている公庫、公団ベースですか、公団ベースというんですか、そういうもので別のベースをこうやってやるわけ、これがほぼ本当にあつたおっしゃるやうに均衡しているのかどうか、私はこれは相当な違いがあるというふうには思つておるんですが、いかがですか。

○説明員(御手洗康君) 御指摘のとおり、俸給表の構成につきましては、委員御指摘のように私学

振興財団がいわゆる公庫、公団方式と、それから私立学校教職員共済組合が国家公務員準拠方式と、言われておりますけれども、その具体的な内容は、いわゆる都市手当でありまして調整手当を俸給表の中に含めておりますのが私学振興財団の方式でございます。調整手当を別途調整手当という形で本給とは別建てで俸給表をつくつておるというのが私学共済組合の方式でございます。

現実には現在の職員の平均給与を見てみますと、私学振興財団が平均年齢三十八・六歳で八百六十八千円ほど、それから私立学校教職員共済組合が三十七・三歳、一・三歳ほど低うございまして、これは八百五十八千円ほど低うございまして、調整手当を含めまして給与水準につきましてはほぼ均衡がとれておるというぐあいに私も理解しております。

○本岡昭次君 そうすると、将来は一本化するということをお望みしておられるんですか。

○説明員(御手洗康君) 新しい一つの事業団になるわけでございますので、そこにおきます職員の労働条件というのは基本的に一つということ、新しい俸給表を労使交渉も踏まえながら一本化で設定していくべきだろうと、こう考えているところでございます。

○本岡昭次君 その一本化するときに、今も山本委員の方からありましたように、現在の賃金、いわゆる既得権だと思つておるんですが、その既得権を下回るといふやうな形で一本化は、個々の職員において新しい給料の表に移行させていく場合に、それは絶対ないというこの確認はできますか。

○説明員(御手洗康君) 基本的には二つの問題があるかと思つておる。一つは、新しい俸給表を一本化してつくるといふ作業、これは他の特殊法人とのバランスや行革の趣旨等を踏まえまして、労使間の協議によりまして基本的には決定されていくということであるかと思つておる。それが一つと、具体的に個々の職員が事業団の新しい俸給表の適用を受けるといふ際に、現にそれぞれの法人で受けておる給

与と比べてどうなるかという問題があるかと思
います。

後者の問題につきましては、基本的には、現在
の職員が受けております給与等について、それを
下回ることがないということを基本に労使交渉が
行われ、場合によっては、必要な経過的な措置あ
るいは具体的な職員の当てはめといったようなこ
とは今後具体的な課題になっていかうかと考えてい
るところでございます。

○本岡昭次君 労使交渉ですから、そこへ文部省
があれこれと立ち入るべきでないと思います。し
かし、両事業団が事業の必要性で統合するとい
うふうになればいいんですけれども、両事業団が
格別そう思っていないのを無理やり文部省が
ひつつけるんですから、それは責任を持たないか
ぬと思うんです。だから、今私の言ったことに
対して文部省は責任を持つと。そこに働いている
人たちの賃金、労働条件が低下するといふふうな
ことは絶対させないといふいわば保障が要すると思
うんです。文部省は保障すべきだと思ふんです。
この場合、どうですか。

○説明員(御手洗康君) 今後の新しい俸給表等を
含めまして勤務条件につきましてどのように決
まっていこうかという事は、あくまでも他の特殊
法人とのバランス、あるいは行革の趣旨等を踏ま
えまして、今後適切な水準、内容のものが労使交
渉の結果を踏まえまして決定されるよう文部省と
しても十分留意してまいりたいと考えております
が、具体的な個々の職員が統合後に受けます給与
等が下回るということのないよう、これも十分私
ども留意をしておりますまいと考えているところで
ございます。

○本岡昭次君 今、あなたが留意ということをおつ
しやいましたが、留意というのは、私は保障すべ
きだと言っていることと同じ言葉だと受け取って
いいんですか。

○説明員(御手洗康君) 委員も十分御承知のこ
とあり、まず労使交渉が行われまして、それを踏ま
えた上で、新しい事業団の成立後、給与等の支給

基準につきまして文部大臣の承認申請がなされる
という点で、文部省があらかじめ大蔵大臣と協議
した上で特に問題がなければこれを承認するとい
う立場でございまして、その点を十分留意しな
がら労使交渉を見守つてまいることとござい
ます。

○本岡昭次君 今、気になることをおっしゃつた
わけで、大蔵省と言いましたね。なぜ大蔵省が新
しい事業団の職員の賃金の問題について高いと
か低いとか適切であるとかいふふうなことを言及
しなければならぬのか。僕はそういうことにな
ると思つたから今の発言をしているんです。

これは文部大臣、行革だから全体として役職員
の人員費が下がらなければならぬ、下げなければ
ならぬというふうな、そういう形で来ておる
とすれば私は大問題だと、それだったら私は反対
します。そうではないのならば、やはりそのこと
は文部大臣として、両事業団の職員が一つ
になると、安心してしっかり私学振興のために共
通の目的を持つてやつてくれと言つてあなたが
ちつとした保障を与えて、それでスタートする。
その後はいろんなことが労働組合との事業団体
との労使交渉の間で行つて当たり前だと思ふん
です。その後々まで大蔵省が高いとか低いとか、や
れ文部省がどうかとかいふのは僕は介入
干渉だと思ふんで、すべきでないけれども、統合
の時点だけはやっぱり文部大臣が保障してやらぬ
とまずいんじゃないですか。

○國務大臣(小杉隆君) この問題は、基本的には
新事業団の労使間の協議によつて自主的に決める
べき性格のものだと思ひます。

ただ、個々の職員が統合の結果給与が切り下げ
られるとか、そういうことがあつてはならないと
思ひますから、その辺は保障とか何とかといふ
そういうかたい言葉じゃなくて、文部大臣として
も十分その辺は配慮してやつていきたい、こ
う思つております。それ以上は、あうんの呼吸でや
りますので、ひとつ。

○本岡昭次君 あうんの呼吸で間違ひのないよう

にやつて下さい。

それで、共済の場合は、その職員が千二百四
十六人いるけれども、ほとんどが病院と宿泊施設
ですか、そこに九百八十七人、私の持つてゐる資
料では働いてゐるわけで、そのいわゆる施設、病
院に働いてゐる職員も、法の附則第八條ですか、
このところにかかわつて心配のないような措置
ができるというふうな理解していいですか。

○説明員(御手洗康君) 御指摘ございました法附
則八條の解釈につきましては、当然、施設等職員
も含んでこういう措置をとらなければならぬとい
うぐあいに理解すべきものと考えております。
○本岡昭次君 あと一点だけ、大臣にこのことと
は別のことでお伺ひしたいと思ひます。今の答弁
で私賛成しますから。

それで、実は非常に氣になつておるものが、この
間の財政構造改革会議での、文部大臣も出てきな
さいと言われてお行きになつて、何かそこで文教
予算はどうすべきかという議論があつたかに聞い
ております。

新聞の報道によると、義務教育費国庫負担法の
ところをやはりさるべきだといふことで、さわ
るなでちよつと表現ますが、はつきり言
へば、教職員の定数改善の第六次、来年度はこれ
のいよいよ最終年度になるわけですね。その最
終年度の約五千人近い者が残つてゐると思ふん
です、三万人の。これを全員カットしてしまふとい
ふふうなことが出てきてゐると聞くんですね。公
共事業の第何年次計画のその最後を削れとかい
ふこと、この教職員の定数改善の最終年度のその
計画してゐるのを全部削れといふのは、いかにも
私は乱暴だと思ふんです。

なぜなら、それは教育現場でそれぞれそういう
ことを念頭に置きながら地方教育委員会なり学校
なりがやつてゐるわけで、一方、中教審は、生きる
力を育てる、個性豊かな子供を育てようと言つて
義務教育に対して非常に大きな期待、そして課題
を与えようとする。一方、その条件をつくるべき
教職員の数はふやすなど、こう来る。その次に来

るのは減らせと必ず来ると思ふんですね。そうい
うことは果たして構造改革なのかね。予算を減ら
せと言ふんなら、それは別の言い方がある。文教
予算の構造改革といふことの中で、なぜ第六次教
職員定数の配当の改善計画なるものを最終年度を
アウトにしなければならぬのか、こんな乱暴な話
はないと私は思ふんです。

文部大臣、体を張つてこれだけはとめてもら
なければいけないと思ふんですが、この決意のほ
どをお願いいたします。

○國務大臣(小杉隆君) 財政構造改革ではまさに
そこら辺が一番議論が出たところであります。私
は、この件に関しては、全会一致でこの標準法に
基づく定員の計画ができてゐるということ。それ
から、少子化に伴つて減らないじゃないかと言わ
れるけれども、改善増を差し引いても三万人の純
減になつてゐるんだということ。それから、ここ
で計画を中断とか凍結をしようと、将来、教員の年
齢構成のアンバランスが起るということ。あと、
今一番いじめとか個性に依じた教育ということを
進めようとするときに、ここの教員の計画を挫折さ
せるといふことはそういう趣旨に沿わないと。主
としてこの四点を強く申し上げたところでありま
して、何とか私としては平成十年度にこの第六次
改善計画を完結させたいと、こつちうことを強く
申し上げてきたところであります。

○本岡昭次君 いや、申し上げてもらわなにかぬ
のですが、決意をしつかりして下さいます。断固
守るとか、絶対にそういうことは認めさせない
とか、もうちよつと強い決意を一言聞かせてくだ
さい、それで終わりますか。

○國務大臣(小杉隆君) そういう決意でやつてま
いますから、ぜひ文教委員の皆様御支援もお
願ひをしたいと思います。こつちうこととござい
ます。私は、かなり協力するところは協力したと思
つております。例えば、育英資金の返済免除をなく
したり、それから大学のいろんな事務職員の削減
とか、具体的な数字を挙げてこつちうことを具体
的にやりますと言つたのは、私は文部大臣は一番

積極的だったと自負しているくらいであります。しかし、主張すべきところは断固として主張していくと、そういうスタンスでやってまいりたいと思いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

○本岡昭次君 終わります。

○阿部幸代君 私立振興策にかかわる私立高校の四十人学級推進策について質問します。

先日、中教審の有馬会長との意見交換の中でも、一人一人の能力や個性を生かす教育がなかなかできない、いわば諸悪の根源が多数の一斉授業方式にあるのではないかと、これを私強調しましたところ、有馬会長もそうだと。中教審も基本的にそういう認識を示していて、一刻も早く欧米並みの少人数学級を実現してほしいということでしたが、これにかかわる質問になります。

公立の小中学校でやると四十人学級が実現しましたが、私立の場合どうなっているかということ。特に私立の高等学校の場合どうなっているかということ。埼玉県を例に調べてみました。平均して一学級当たり四十二人以下の学校で、しかもより少人数の学級編制を行っている学校に対して、埼玉県では加算配分するという形で四十人学級編制促進の助成を行っています。私立高校四十五校中二十一校で実施されています。四十五の高校中二十一校しか四十人学級実現に向かっていないということ自体大変問題だと思ふんですが、具体的に見るとどう大変で、学校によつては一年生の一学級当たり平均生徒数が四十五・六人、二年生が四十九・九人、三年生が四十七・二人というふうに四十人学級には遠く及ばない学校があるわけですね。今どきこういう劣悪な教育条件は子供の立場、保護者の立場、国民の立場に立つたときに放置しておけないと思ふんです。

そこで何うんですが、文部省は全国的な状況をつかんでいるでしょうか。

○説明員(御手洗康君) 私立の高等学校におきまして収容人員別の学級数ということで全国的な状況を申し上げますと、平成八年度で四十人以下となっている学級数が一万三千百四十九ということ

で、全体の三万三千五百八十七の学級数のうち三九・二％、ほぼ四割近くということでございます。残りの六割強が四十一人以上ということになっていてございまして。

○阿部幸代君 平均した数というのはなかなか実態が見えるようで見えないものなんですけれども、私の調べでは、私立高校の一学級当たりの平均生徒数を比べてみますと、徳島県の三十二・八三人から秋田県の四十三・九五人、平均ですと、それでもこれだけ大きな開きがあるわけですね。個別学級単位で見ると、先ほど埼玉の例で述べましたけれども四十九・九人、つまり五十人学級というのもあるんですね。一学級当たりの生徒数というのは、中教審の答申ではありませんが、最も基本的な教育条件の一つだと思ふんです。

私学の生徒だからということでは置かれてもよいということはあるわけですから、もっとも実態をよくつかんでいただきたいと思います。そのことが文部省が本気で私立高校四十人学級編制推進の立場に立つていなければならぬと思ふんです。それけれども、調べていただけたらどうでしょうか。

○説明員(御手洗康君) 先ほど申し上げましたように、私もどなたもいたしましては、一応全国的な状況については把握しながら、公立学校の四十人学級の実施のタイミングにできるだけおくれのないようにということで平成七年度から年次計画で、四十人学級に少しでも近づけようというための経常費補助を実施する都道府県に対して国が補助を行うということで、平成七年度、八年度、九年度とそのための予算措置にも努力をしてきたところでございまして。

○阿部幸代君 私が私立高校の四十人学級編制推進にこだわるのは、私学に通う子供たち、その保護者たちの学費の負担が大きくて、公立との格差が大きく開いているということがあるからなんです。学費は高いし基本的な教育条件は悪いしというのは、余り表現はよくありませんけれども、踏んだりけったりだと思ふんですね。これも埼玉県の場合なんですけれども、県立高校

の場合は、初年度の入学金と授業料、施設、設備費その他合わせて大体十五万五千円です。一方、私立高校の場合は、平均して七十六万五千円、最高で百二十万円、百万円を超える学校が五校ありました。中にはこういう例があるんです。県内で三番目に高い初年度納入金を取りながら、その年、九六年度の一学級当たりの生徒数は四十八・五人と、こういう例もあるわけですね。

私立高校に通う子供たちがひとしく四十人学級編制のもとで学ぶことができるように、私学助成の拡充、特に四十人学級編制をしても経営上大丈夫だという推進策が必要だと思ふのですが、どのように今後進めていきますか。

○説明員(御手洗康君) 委員御指摘ございましたように、公立高等学校と私立高等学校との教育条件の格差というのはまだまだあるわけでございます。全国平均で申し上げますと、授業料で三倍、入学金を含めまして初年度納付金で五・七倍、あるいはまた教員一人当たりの生徒数について見ましても、公立学校が十四・八人に対して私立学校は二十一・〇人と、一・四倍の開きがございます。

私も文部省といたしましては、全国的なこういう教育水準の維持向上を図るという観点から、それから父兄の教育費負担の軽減を図る、さらには私学経営の健全化を図るという観点から、国、都道府県が私立高等学校以下の経常費助成を行いますための財源措置につきましては、厳しい財政事情の中でございまして、逐次ふやしてきていくところでございまして。

今後とも、四十人学級推進策を含めまして、引き続き厳しい財政事情の中でございまして、引き続き努力をさせていただきます。

○阿部幸代君 私学助成金が子供たちの教育条件改善につながるような助成策をぜひ推進していただきたいというふうに思ふんです。そういう意味では、この四十人学級編制推進事業ですか、これをぜひ継続していただきたいというふうに強く

要望いたします。

そこで、日本の公的な教育の重要な部分を担っている私学に対する助成の拡充についての大臣の見解を伺いたいと思ふ。

○国務大臣(小杉隆君) 公私格差を是正して私学の充実を図るということは重要な政策課題である、こう受けとめて、毎年私学助成の増額については全力で取り組んできたところであります。特にきょう御指摘のこの四十人学級を維持、推進していく、そういうための補助制度を平成七年度から三年計画で、初年度は十八億円、次年度が三十六億円、そして平成九年度が五十四億円ですが、こういうふうに急ピッチでふやしてきているんですが、今、私学部長からのお話のように、大変来年度予算編成厳しい中で、何とか私どもとしてはこれを継続して四十人学級の維持のための施策をさらに執行していきたいと、こういうことで臨んでいきたいと思っております。

○阿部幸代君 次に、日本私学振興財団からの融資の繰り上げ償還ないしは借りかえ問題について伺いたいと思ふんですが、かつて五ないし六％の金利で融資を受けた学校法人が民間金融機関に借りかえをすれば二％余の金利の変更が可能になるわけですね。三％の金利差は各法人にとってみると数千万円の負担の軽減になるわけですから、経管上、繰り上げ償還や借りかえを要望する法人が出るのは当然だと思ふんですが、実際、私もそういう事例を何例か直接聞いています。そういう場合、どのような対応をしているのか伺いたいと思ふんです。

○説明員(御手洗康君) 私学振興財団が行っております主として施設、設備等の整備にかかわります私立学校に対して融資につきましては、長期でかつ固定金利で、低利で貸し付けるということを基本としていてございまして。したがって、基本的には当初定めまして金利というのはそのままで、二十年間で返済していただくということになるわけでございますけれども、近年、市中金利が超低金利という状況の中におきま

て、各学校法人からの私学振興財団への繰り上げ償還要望というものが増加してきているというこ
とも事実でございませう。私学振興財団におきまし
ては、財団自身の長期的な経営の健全性を確保す
るという観点も必要でございませうので、先ほど申
上げましたような観点から、基本的にはお借り
入れをいたした当初の約定通りの金利で返済
いただくというように各学校法人に理解と協力を
求めているところでございませう。

しかしながら、現実の問題をいたしまして、学
校法人の深刻な経営悪化、あるいは極めて小規模
で経営基盤が脆弱であるといったようなところに
つきましては、真にやむを得ないというような状
況も見受けられますので、そういった場合に限り
まして、私学振興財団の経営の健全性を損なわな
い範囲内で、現実問題として一定割合について繰
り上げ償還要望を受け入れてきたところでござい
ますので、今後ともそういった実情を踏まえつつ
適切に対処してまいりたいと考えているところで
ございませう。

○阿部幸代君 私立振興財団の事業の中には、私
立学校に対する経営相談、指導というのがあり、
この事業が今度、日本私立学校振興・共済事業団
に継承されるわけですね。ですから、良心的な経
営をしていて資金繰りに苦労しているような学校
法人の援助策として繰り上げ償還の相談にぜひ
乗っていただきたいというふうに思っています。い
わば財団の運営経費のためにかつての高金利の分
の金利分が当てにされているわけですね。それで、で
きるならば補助金等を増額させるなどして、良心
的な経営をしていて資金繰りに苦労している法人
の要望にできるだけこたえるようにしていただき
たい。それが私学振興策だというふうに私は思
うんですけれども、どうでしょうか。

○説明員(御手洗康君) 私立振興財団の融資の原
資は、基本的には財政投融資資金と私立学校教職
員共済組合の長期経理からの借り入れという二つ
のもので賄っているわけにございませう。したが
いまして、私立学校に財団から貸しつけました金額

につきましては、その分私学振興財団はこの両方
から借り入れをいたしまして、そこに〇・一%、そ
の時々金利に付して〇・一%、したがいま
して、今財団の借入利率が二・七〇%でございま
すので、現在で申し上げますと二・八〇%とい
うところでお貸しをいたしまして、金利の高低にか
かわらず〇・一%の利ざやをいたしたく。
それともう一つは、平成八年度末で四百七十五
億円に上ります長年の政府の出資金がございま
す。これを自己資金としてその時々金利で、財
投金利プラス〇・一%の金利でお貸しできる。こ
の二つの利ざやでもって運営をしているわけに
ございまして、決して高金利で貸しているから利ざ
やをたくさん稼いでいるということではございま
せん。

財投や共済組合にはそれぞれの利回り借りて
おるわけにございませうから、これは約定どおり二
十年間で払っていく義務が私学振興財団にござい
まして、逆に、繰り上げ償還を受け入れることに
よりまして利ざや、例えば昨年度の例でいきます
とおよそ三%近い利ざやを私学振興財団が今後負
担しなければならぬということにございまして、
そういう点で、決して私学振興財団がお返し
しないというものは私学振興財団の経費を賄うた
めではないというところは御理解いただきたいと思
うわけにございませう。

また、平成七年度につきましては利率の軽減措
置というようなこともいたしまして、当時貸付利
率が五%を超える貸付金につきまして、経営状況
が大変厳しい学校等につきましてはそれを五%ま
で軽減するというような新たな措置もとったわけ
にございませうけれども、こういった際には、平成
七年度の二次補正予算におきまして、出資金三十
一億円をいたしたくということによって私学振興財
団のこういった利ざやの負担を軽減するというよ
うなことも財政的に努力をさせていたいただいで
ございませうので、御理解いただきたいと思いま
す。

○阿部幸代君 時間がないので、最後、お願いと
いうことで一言。
日本私立学校振興・共済事業団内に置かれる共
済運営委員会の委員についてなんですけれども、
委員は加入者と私立学校法の学校法人または法人
の役員と学識経験者から選ばれることになってい
るんですけれども、ぜひ加入者代表の中に労働組
合の代表も含めていただきたい、含められるよう
にしていただきたいということを要望して、終わ
りいたします。
どうもありがとうございます。

○江本孟紀君 私は、ちょっとこれは先ほどの平
成会の曾川先生と多少タブアるかもしれません
ので、少し簡単に申し上げます。
いずれにせよ、二つの団体が一つになるという
ことでありますから、その中には、民間との競合
分野での委託、自立の道への模索をし、それから
具体的なものといった行革の中の措置というもの
が盛り込まれていくんじゃないかというふうには
思っておりますけれども、実際にはこの中身は、
別の団体が単に一緒にただただで、名称を事業
団に変えたというだけではないかなという疑問が
あります。

この統合案と非常によく似たのが、蚕糸砂糖類
価格安定事業団というものがあつたので、これも
実際、統合した後で一応役員の名簿を五つ減ら
してそして職員を一名減らしたというんですが、
補助金の額は逆にふえているというような大変わ
かりやすい例がありますので、そういったこと
にならないようにということですね。

その中で、この法案がどういった部分を指して
整理合理化の趣旨に沿ったものであるかというこ
となんです、普通なら役員の数減らして、役
員の報酬掛ける人数分というものは普通は減るわ
けですね。しかし、これは先ほどお話が出ました
けれども、片方が高い給与水準ですからそれに合
わせていくというふうなことを考えた場合に、ど
うも先ほど申しましたように蚕糸砂糖類価格安
定事業団と同じような団体になるのではないかな

というふうな気がするんです。人件費のところ
で逆に増加するんじゃないかなというふうに思
いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○説明員(御手洗康君) 御指摘ございました人件
費でございますが、役員につきましては常勤役員
を含めまして五人を減らす、平成九年度におき
ましては統合が一月一日ということになってござ
いますので三月分ということにございませう。こ
れに伴いまして役員の給与については約一千万円
減をいたすかと考えているところでございませ
う。また、平成十年度になりますと、年間にしま
すので、約五千万円ほどの役員の報酬につしま
しては純減が立つ見込みでございませう。

しかしながら、職員につきましては、御案内の
とおり、何分にも大勢の中で平成九年度は三人
五年間で十一人というところでございませうので、縮
減の効果もいたしましては、平成九年度におきま
しては職員三人分約三千万程度でございませう
けれども、委員御指摘のとおり、職員の給与等の人件
費につきましたは、こういった人員の減という合
理化減を行いましても、内部におきまして定期昇給
あるいは毎年の民間給与水準に伴いますベース
アップ、あるいはその年々の退職者の数等により
ます影響によりまして、平成九年度におきま
す増加をするという要素が出てくるところでござ
いませう。

なお、私立学校教職員共済組合並びに私学振興
財団につきましては、こういった人件費につしま
しての国の補助金というものは出ておりません。
それだけ、先ほど申し上げましたように、私学
振興財団につきましては利ざや並びに出資金の利
益によりまして運営経費を賄うという仕組みに
ございませう。また私立学校教職員共済組合に
おきましては、長期、短期あるいは福祉事業ごと
に組合員からの掛金並びに学校法人からの掛金に
よりまして経理を賄うということになってござ
いませう。

それぞれに出します補助金につきましては、私
学振興財団につきましては、例えば私大等への経

常費の補助金が来年度は二千九百五十・五億円というところで本年度よりもふえてございますし、また、私立学校教職員共済組合につきましても基礎年金拠出金等の国庫支出金というものがふえておりまして、八年度で合計三千五百二億円ございまして、平成九年度は三千六百十億円というところでふえることになってまいりますけれども、いずれもこれは事業経費、私学振興並びに共済年金等を実施するための事業費に伴うものでございまして、○江本孟紀君 とにかく、悪い例と言ったらいけませんけれども、こういった整理統合した場合の効果というものを認められにくいようなものにならないでいただきたいと思ひます。

そういう中で、特殊法人の業務の中で民間と競合するものについては、閣議決定でも極力民間に委託をした方がいいんじゃないかという指導をしておりましたが、この中に、二十三ある施設というのが利用率が大体七〇％ぐらいじゃないか、十四が赤字経営をしているというような施設の問題がありまして、少し民間への委託というようになことにしたいとお考えでしょうか。

○政府委員(富岡賢治君) 先生御指摘のように、二十四カ所の一カ所があの阪神・淡路大震災で今大変な状況になりましたので、二十三カ所が運営いたしているわけでございますが、御指摘のように七〇％が利用率でございます。

収支状況ということでございますが、平成七年度の収支決算上では約十六億円の赤字ということでございますけれども、これは損益計算上でございます。減価償却ということをやっておりますので、その前の実質的な収支ということで見ますと必ずしも赤字というわけではございませんが、ただ、最近増減の減少というふうなことがございまして、地味増というふうな状況でございます。なかなか厳しい状況だという現状でございます。

しかし、先生御案内のように、減価償却費も含めて基本的には黒字で運営することが理想の姿でございますので、先生御指摘のように民間委託でございますもの、例えばいろんな運営につきましても、

委託できるものにつきましては逐次努力を進めてきていただいておりますし、今後もそういう点は最大の努力をしていかなければいけないというふうに私も考えておるところでございます。

○江本孟紀君 この事業団の中にいろいろ人事の問題とかもございまして、俗に言う天下りといひますか、こういったものをすべて悪いものだ、諸悪の根源だみたいな最近の世間の風潮がありまして、私も決してそう思っておりません。むしろ、そういう団体にきちっとした専門の官庁OBの方が行つて、官が民を補完するというような意味で言えば、それはそれで私は意義があると思ひます。

実際に、法人というものは特殊法人を含めて、大体国民は、一体何をしようかというふうな意味で言いますと非常に理解が薄い。そんな中で、むしろこういった事業団ができたときに国民にその存在価値をアピールする、こういう事業団になりまして、また、こういうふうなことをやれば文部省としては大いにアピールすべきじゃないか。そういう意味でも、人事と運営というふうなところに関しては私学人の意向といったものを十分配慮された方がいいんじゃないかと思ひますけれども、その点について大臣にお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(小杉隆君) この二つの法人が一緒になつて新事業団ができれば、この法人は私学振興の中心的な役割を果たすことになるわけですから、私はこの役員等の選出についても非常に重要だと思つております。

私も、特殊法人の役員に関する閣議決定というのがありますので、できるだけ民間人を登用するとか七十歳までにするとか、あるいは八年を限度とするとか、そういったいろんな取り決めがありまして、とにかく今度の新事業団の主な仕事である私学振興と社会保険、そういった両面について造詣が深いといひますか、学識経験のあるそういう人を選出。両法人、決して今までもそんなに役所からの天下りが多かったわけではありまして、こういった趣旨でこれからも、要

するにこの新事業団がより有効に目的に沿った活動ができるような有能な識見を有する人を選任する必要があると考えています。

○江本孟紀君 ちなみに、我々の歳費等もすぐ公表されますからあれですけれども、特殊法人の理事長さんの給料は百三十二万五千円ですが、これは日本私学振興財団の方でつけられ、こういったことも含めると、国民は行革の中でどういった形でこの新しい事業団ができたかといったことに対しては非常に今後関心が深まると思ひます。やはり国として国民に対して、この新事業団の設立後の行革の進捗状況、先ほどの経緯も含めて言うですが、こういったものを明らかにしていくべきではないかというのを要望したいと思ひます。

○國務大臣(小杉隆君) 新事業団がどのくらい有益な仕事をしているかというこの啓蒙というのかPRというものは、文部省としてもやっていきたいと思ひます。またこの法人が健全な運営、効率的な運営ができれば、また一層私どもとしても努力をしていきたいと考えております。

○長谷川道郎君 先ほど山本委員からの御質問に對する答弁の中で、本法案は年金一元化を念頭に置いたものではないというふうな答弁がありましたが、先ほど大臣の御答弁でも、もともと私学協会として一体であったものを今回一つにするという御答弁がございました。しかし私は、本法案は、やはり年金の一元化という観点で取り扱うのが行政改革の推進に結びつくことではないかというふうな考えのわけでありまして、

年金の一元化については、先般、JTとJRとNTTが厚生年金と一体になり、残りますのは私学共済と農林共済、それから二つの公務員共済なわけでありまして、私学共済につきましても、受給者比率が一〇％になりますので、九人の加入者で一人の受給者を支える。かつ保険料率も一二・八％という一番優秀な共済、現在最も優秀な共済であるわけであり

ます。したがって、今回、年金の一元化という点に關しては、私学共済は極めて消極的であるというふうな新聞報道がございまして、しかし、私学共済はまさに少子化の波を今後にも受ける共済でありまして、今後ともこのような運用状態が続けられるかどうかというのは私は極めて疑問である。疑問であると言ふよりはむしろ将来は極めて苦しい運営に立たざるを得ないのではないかと思ひます。

したがって、本法案は法案として、私学共済も年金の一元化という中でとらえるべきではないかというふうな考えのわけでありまして、いかがでありますか。

○政府委員(富岡賢治君) 先生の御指摘は大変大事な御指摘だと私も思つております。御案内のように、公的年金制度の再編成の推進ということにつきましては、平成八年三月八日の閣議決定におきまして、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮しつつ、各制度が二十一世紀に向けて成熟化を段階において漸進的に対応を進めることが必要であるということに基づいて進めるわけでございます。そういう観点からいたしますと、今回の統合そのものは直接その問題のあり方の検討に影響を及ぼすものとは考えてない旨、先ほど答弁させていただきましたが、私どもの側からいたしますと、各制度がそれぞれ異なる歴史や沿革を有しているということもございまして、

私学共済につきましても、独自の自助努力によりまして費用負担、積立金の管理運用などの制度運営に努めてまいりまして、今先生が御指摘いただきましたような状況でございます。また、共済制度につきましても、年金制度だけでなく医療・福祉事業も一体的に行つていくということ、それから一元化の最終的な姿が現時点では必ずしも明確でないということもございまして、直ちに結論を出すということは困難な面もあるわけでございますが、文部省としては、この問題は当然重い問題だということに認識してございます。

平成八年三月八日の閣議決定におきましても、「私立学校教職員共済組合」については、その成熟化の進展等を踏まえつつ、財政再計算時に将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う。」というふうになされているわけでごさいます。私も重い問題だという認識は持っているわけでごさいます。

○長谷川道郎君 独自の自助努力により現在の優秀な成績を挙げられているという話であります。先ほど申し上げましたように、私はいざい極めて近い将来に運用が極めて困難な状況に陥る可能性が大であるというふうに思っております。先般統合されましたJRは、加入者と受給者の比率が一六〇％、旧国鉄は二人で三人の受給者を支えておる、厚生年金は今一七％で六人で一人の受給者を支える、私学共済は先ほど申し上げましたように九人で一人の受給者を支えるということなんです。先ほど申し上げましたように少子化社会の波をもうに受けるわけです。

今、私学共済の成績が大変すばらしいというお話がありました。今後ともこのような状況が当分続けられる見通しでありましかどうか。

○政府委員(富岡賢治君) 現状につきましては今先生がお触れいただきましたようにございまして、しかし、将来見通しということでごさいます。すけれども、前回の財政再計算時におきましては、他の年金制度と共通の条件、例えば年金の運用利率を五・五％に置く、ベースアップ率を四％に置く、消費者物価上昇率を二％等に置くというふうな条件でやつた場合の安定的な将来の見通しというふうなものは立ったわけでごさいます。先生御案内のように、そのような条件が現在あるというわけでは必ずしもございませぬ。それから一つ少子化という問題もございませぬ。

ただ、それぞれの要因、例えば積立金の運用利率や消費者物価上昇率が、その後の経済情勢から現時点では必ずしも実情に沿っていないんです。それが例えば平成六年のときの見積りより比

べまして下回るということになりますと年金財政にとつて厳しい条件になるというところでごさいます。逆にベースアップ率や消費者物価上昇率がむしろその見通しを下回るということになりますと、年金財政の将来にとつては好ましい条件ということになるわけでごさいます。

ここら辺の将来見通しを行うに当たっては、さまざまな相関関係を見きわめて検討を行う必要があるわけでごさいますので、次期再計算時にはその点を非常に慎重に検討しなくちゃいかぬかと思っております。御案内のように年金財政全体が非常に大きな課題を抱えているということから、当然私もその問題とは直面しているから、くちやいかぬという認識を持っております。

○長谷川道郎君 将来の経済状況の推移により変動するというのは、それは当然の話であります。再三申し上げましたが、いざい極めて近い将来大変な事態になるというのはJR共済を見てもわかるわけでありませぬ。

先般の新聞の報道であります。私学共済の理事長さんがこのようにおっしゃっております。二十一世紀は多様性の時代である、お互いに切磋琢磨する競争原理を導入しない、何かなんでも統合するというのはおかしい、というふうにも共済の理事長さんもおっしゃっていただいております。が、失礼ながら、いささか私は認識としては甘いなという感じがいたすわけでありませぬ。同様の言葉を農林中金の理事長さんもおっしゃっていらした。農林中金は私学共済よりもっとはるかに早い時期に困難な状況に直面するのではないかと

いうふうにおっしゃるわけでありませぬ。今直ちに私学共済が年金一元化の中で議論されるかどうかかわかりませぬが、いざい極めて近い将来そういう事態が私はあり得ると思っております。

JRのように将来の若い世代にツケを回さないために今この時点の決断が、判断が必要ではないかというふうなことを考えるわけでありませぬ。ぜひ積極的な取り組みをお願い申し上げます。質問を終わります。

○委員長(清水嘉与子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認めませぬ。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○菅川健二君 私は、平成会を代表して、本日議題となりました日本私立学校振興・共済事業団法案について、反対の討論を行います。平成会は、現在の特殊法人は全面的にゼロペー

スから見直すべきであり、既に役割を終えたもの等は廃止し、民間と競争するもの等は民間化する。こと。また、業務の性格上どうしても必要な特殊法人については一定期間に改めに見直しを行い、復活を考えるなどのサンセット方式をとることを原則として、抜本的な改革を推進してまいります。

この原則に基づき、類似の業務を行うものを統合することにより、組織、人員を簡素化し、経費の節減を図りつつ、より効率的な業務運営を行うこととなる場合には、これを容認することにやぶさかではありませぬ。

ところで、平成会は、これからの日本の教育再建の方途は、私学教育の抜本的な振興、発展にあるとの文教政策の基本認識のもとに、今回対象となつてゐる日本私立学校振興財団及び私立学校教職員共済組合が行つてゐる私学の基盤整備と教職員初め私学関係者の福利厚生事業の役割の重要性について、他党や他会派にまさるとも劣らないと認識しており、今後ともこの充実に向けて最大限の努力をすることを宣言するものです。

その上で、日本私立学校振興財団と私立学校教職員共済組合の統合といういわば水と油をまぜ合わせることごとき本法案に反対するものです。その第一の理由は、統合のねらい、目的が行政改革という名に値しないということです。行政改革は、一定の政策目標に対し最も効率的な政策手段が用意されるべきであるが、両特殊法人の目的

や業務は全く異質のものであり、この統合によりかえつて政策目標はあいまいとなり、業務評価もおざなりとなり、責任体制も不明確となります。第二に、統合による組織、役職員の効率化、経費の削減にほとんど効果が期待できず、単なる特殊法人の数合わせの手段として利用されたにすぎないと断ぜざるを得ませぬ。

第三に、将来の行政改革を展望するとき、私学振興のあるべき姿とその具体的手段、組織に従事する職員の福利厚生のある方など、グローバルな観点からの視点が全く欠けており、今後の行政改革のあり方の進展により、再度見直されることが必須であり、今回の統合は拙速のそしりを免れませぬ。

以上がこの法律案に反対する理由であります。○委員長(清水嘉与子君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認めませぬ。それでは、これより採決に入ります。日本私立学校振興・共済事業団法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(清水嘉与子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後四時五十九分散会

第六部

文教委員会會議錄第八号

平成九年四月二十二日

【參議院】

平成九年五月一日印刷

平成九年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局